令和５年２月３日

建設業者　様

豊　田　市　長　太田　稔彦
豊田市事業管理者　前田　雄治
（公　印　省　略）

豊田市工事成績評定による入札参加制限について（通知）

平素は入札契約事務に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

令和５年４月１日からの入札契約制度について、下記のとおりとさせていただきます。建設業者の皆様におかれましては見直し内容等について御承知おきいただきますとともに、御理解と御協力をお願いいたします。

記

１　目的

工事成績に応じた措置を設けることで、公共工事における品質の維持向上を図ります。

２　制限措置について

個別の工事成績が６５点未満の場合に、工事成績を通知した月の翌々月から一定期間、入札参加ができなくなります。

（１）工事成績　　豊田市の工事成績（市長部局・上下水道局発注工事案件）が対象となります。

（２）制限する工事　当該工事成績と同一工種の工事の参加を制限します。

（３）制限期間　　次表のとおり。

工事成績	参加制限期間
６０点以上６５点未満の場合	工事成績通知月の翌々月から２か月
６０点未満の場合	工事成績通知月の翌々月から４か月

３　運用開始日　　令和５年４月１日（同日以降に締結する工事契約案件の工事成績が、６５点未満となった場合に、入札参加が制限されます。）

４　その他　　工事成績が６５点未満とされた事業者の方へは、契約課から「一般競争入札参加制限通知書」を送付します。

【例】

Ａ工事（土木一式）の工事成績が６５点未満の場合

<table>
<tr><th></th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th></tr>
<tr><td rowspan="2">**土木一式**</td><td rowspan="2">A工事
完了</td><td rowspan="2">A工事
工事成績
の結果
通知</td><td rowspan="2"></td><td colspan="2">【参加不可】
工事成績
60点以上65点未満</td><td colspan="3">参加可能</td></tr>
<tr><td colspan="4">【参加不可】
工事成績60点未満</td><td>参加可能</td></tr>
<tr><td>**塗装**</td><td colspan="3"></td><td colspan="5">参加可能</td></tr>
</table>

【問合せ先】

豊田市総務部契約課　　　電話　０５６５-３４-６６１６（直通）